

## 実質化された人・農地プラン

〔御沓・二日市・野尻・副・上副・大副・山城・原口・五名・日岳・熊野〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	東院内地区	令和3年3月22日	令和 年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積(農業委員会の地区データを活用)	241.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	128.5 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	47.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	25.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	25.6 ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

東院内地区の担い手は、現在主に耕作している認定農業者の個人に集積・集約化している。高齢化等により担い手不足が懸念されるため、新たな担い手の確保が必要であり、若手が大規模に農業経営できるよう育成することも検討する必要がある。また、地域の特色を生かした土地利用活用や組織体制が課題である。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は基本的には、現在主に耕作している認定農業者の法人及び個人が主に集約化している。今後は、東院内地区の農地は人・農地プランに記載されている中心経営体に地権者と耕作者と協議しながら集積していくが、新たな担い手(認定農業者及び認定新規就農者等)の確保も検討する。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向(5年後)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	備考
認農法	A	水稲、WCS等	17.00 ha	水稲、WCS等	21.00 ha	
認農	B	水稲、WCS	1.80 ha	水稲、WCS	3.00 ha	
認農	C	水稲	1.50 ha	水稲	2.50 ha	
認農	D	水稲、WCS等	12.80 ha	水稲、WCS等	15.00 ha	
認農	E	水稲、飼料作物	5.00 ha	水稲、飼料作物	7.00 ha	
認農	F	水稲、野菜等	7.00 ha	水稲、野菜等	10.00 ha	
認農	G	水稲、WCS等	3.00 ha	水稲、WCS等	5.00 ha	
認農	H	水稲、WCS等	8.20 ha	水稲、WCS等	8.20 ha	
認農	I	水稲	2.00 ha	水稲	4.00 ha	
認農	J	水稲、WCS等	5.30 ha	水稲、WCS等	7.30 ha	
認農	K	水稲	0.90 ha	水稲	0.90 ha	
認農	L	水稲	1.60 ha	水稲	1.60 ha	
認農法	M	水稲、WCS	2.00 ha	水稲、WCS	5.00 ha	
認農	N	水稲	0.60 ha	水稲	0.60 ha	
認農	O	水稲	0.50 ha	水稲	0.50 ha	
認農	P	水稲	0.60 ha	水稲	0.60 ha	
認就	Q	野菜	0.18 ha	野菜	0.36 ha	
到達	R	水稲、WCS	10.00 ha	水稲、WCS	12.00 ha	
到達	S	水稲、野菜	5.80 ha	水稲、野菜	5.80 ha	
	T	水稲、WCS等	5.00 ha	水稲、WCS等	5.00 ha	
	U	水稲、野菜	4.70 ha	水稲、野菜	4.70 ha	
	V	水稲	1.00 ha	水稲	2.00 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	22人		96.48 ha		122.1 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>農地の貸付け等の意向</b> アンケート結果により、現状では農地の貸付け等の意向は25筆把握している。今後も、高齢化により農業をリタイアする方が増えてくると考えられるので、各地区の総会等で農地の貸付け意向の確認を行い、東院内地区の区長会等で情報共有を行う。</p>
<p><b>新たな担い手の確保</b> 安定した中心経営体の確保から、入作者や認定新規就農者を含め、新たな担い手の確保に向け、各行政区や関係機関と情報共有を進めていく。</p>
<p><b>農地中間管理機構の活用方針</b> 耕作不能となる土地については、当面の間は、順に地域内の担い手への集積・集約化を図ると同時に出し手側の中間管理機構への貸付を推進し、担い手にとっての耕作の効率化を図る。(分散錯圃の解消。貸借にかかる事務の一本化。) 最終的には、出し手の全ての土地を中間管理機構への貸付となることを目指す。</p>
<p><b>基盤整備への取組方針</b> 10年後を見据え、担い手にとっての農業収入安定化に向け、機械の大型化に対応した圃場の整備・集積とともに高収益作物へ取り組むため、中山間地域総合整備事業において水路改修等の基盤整備を検討する。</p>
<p><b>新規・特産化作物の導入方針</b> 米の土地利用型作物以外に、麦などの地場産業につながる作物や6次産業化して特産品になるような作物の導入を検討していく。</p>
<p><b>鳥獣被害防止対策の取組方針</b> 鳥獣による農作物の被害が増加していることから、担い手間で情報共有を図る。また、電気柵や侵入防止柵の設置等の有害鳥獣対策の構築に向けて検討を進める。</p>